

資料 1

平成 3 0 年度京都市国民健康保険事業（案）について

< 目 次 >

	頁
1 国保を取り巻く状況	1
2 平成30年度京都市国保事業（案）について	
(1) 被保険者数等の見込	3
(2) 平成30年度保険料について.....	3
3 平成30年度財政状況	6
4 平成30年度における制度改正	7

1 国保を取り巻く状況

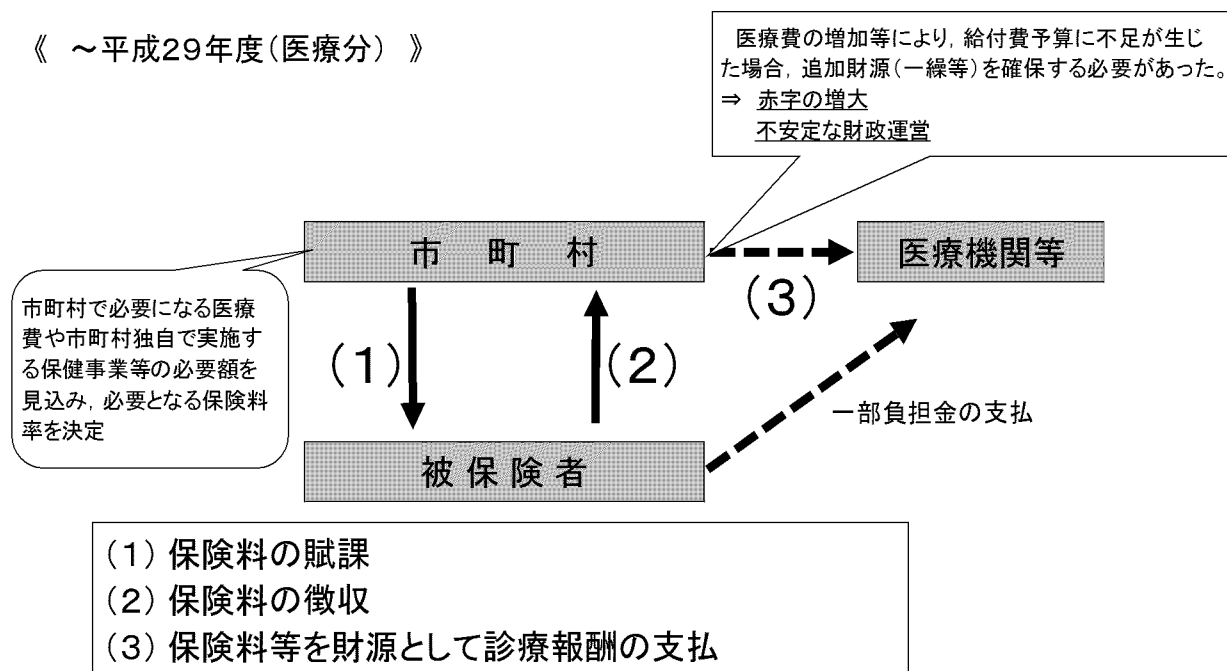
国保制度については、近年、医療費の増加や低所得者の加入割合の増加等により、国保保険者（市町村）の財政基盤が脆弱化し不安定な財政運営となっている。

将来にわたり安定的な財政運営等を確保するため、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となる等、国保制度の仕組みが変更されることとなった（**国民健康保険制度の都道府県単位化**）。

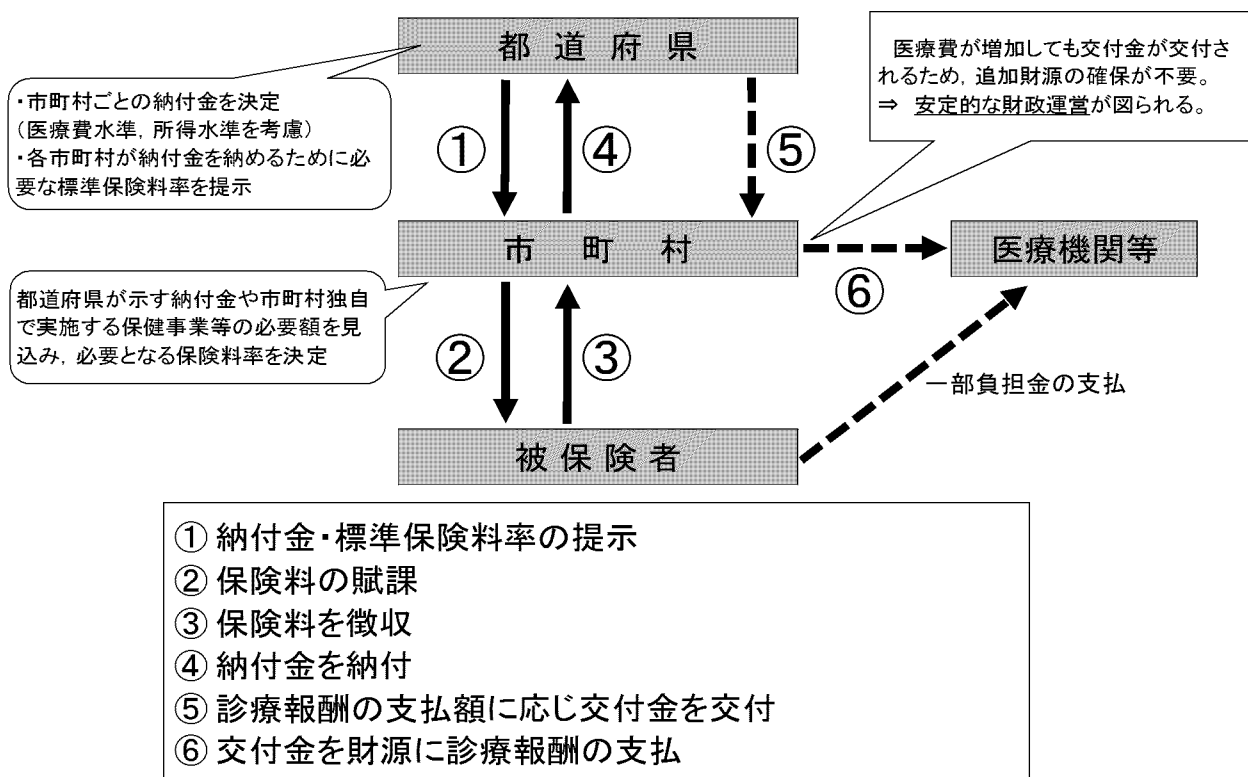
また、今回の制度改正に伴い、国から1,700億円の財政支援の拡充が実施されることとなった。

【国保制度の都道府県単位化について（イメージ）】

《 ～平成29年度(医療分) 》



《 平成30年度～(医療分) 》



○ 平成30年度からの財政運営の都道府県単位化により、財政運営の安定化が一定、図られることとなるが、高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保の抱える構造的な問題の解決には至っていない。

○ 本市としては、被保険者の負担を軽減するため、可能な限りの支援を行うとともに、国に対して、更なる財政措置の拡充に加え、国保を含む全ての医療保険制度の一本化など制度の抜本的改革を強く要望していく。

【参考】

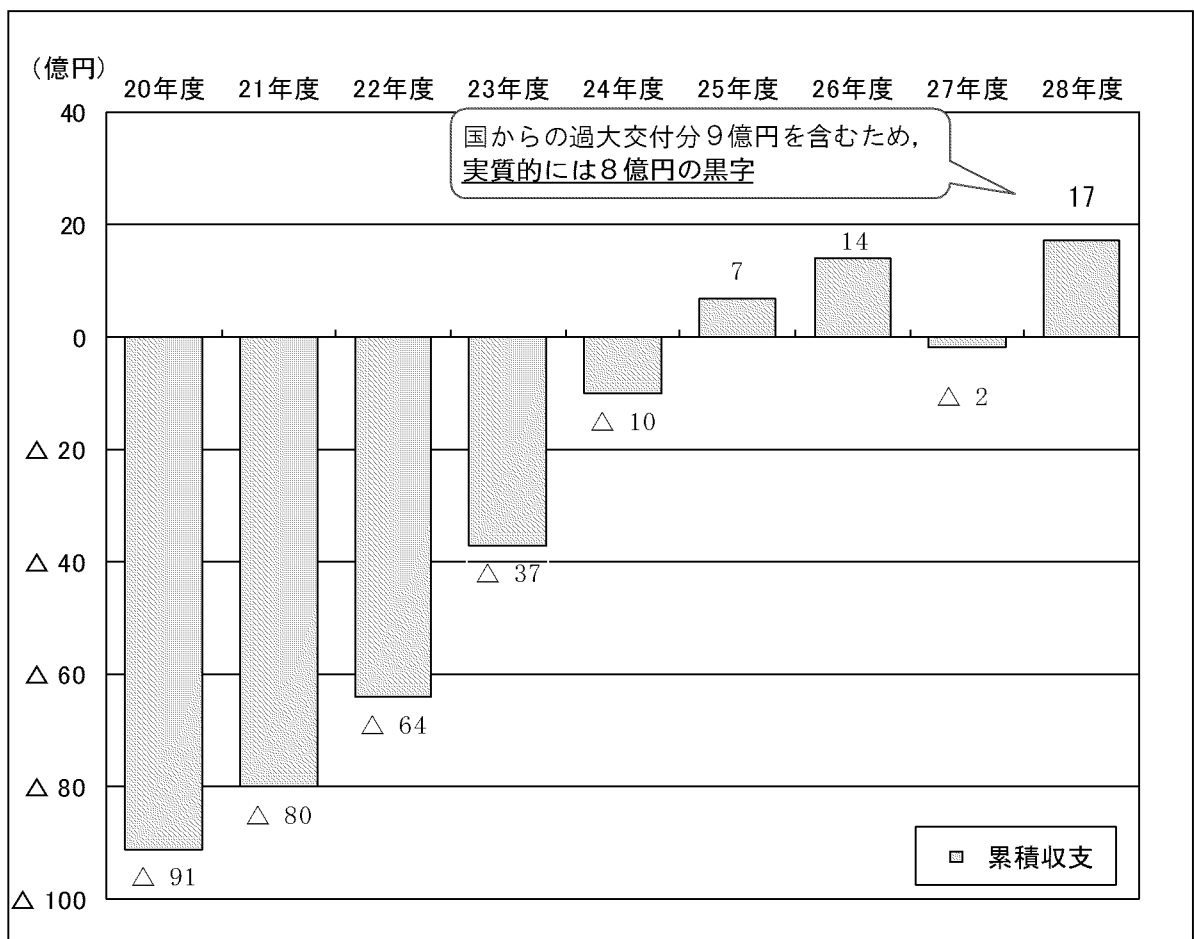
○本市における医療費の状況

	平成20年度	平成27年度	平成28年度	増△減（28-27）
前期高齢者(65～74歳) 加 入 割 合	29.9%	37.2%	38.2%	+1pt
一 般 総 医 療 費	99,267百万円	121,220百万円	118,457百万円	△2,763百万円 (△2.3%)
一般1人当たり医療費	281,674円	355,313円	355,425円	112円 (+0.03%)

○本市における保険料軽減適用率

	平成20年度	平成27年度	平成28年度	増△減（28-27）
軽 減 適 用 率	60.3%	77.5%	78.9%	+1.4pt

○京都市国民健康保険事業特別会計収支の推移



2 平成30年度京都市国保事業（案）について

(1) 被保険者数等の見込

被保険者数は、少子高齢化に伴う人口減や後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への被用者保険の適用拡大（28年10月～）等による被用者保険への移行等により減少傾向が続いている。

項 目	29年度予算	30年度予算	増△減
一 般 被 保 険 者 数	336,000人	319,000人	△17,000人（△5.06％）
一 般 世 帯 数	219,000世帯	211,000世帯	△8,000世帯（△3.65％）

(2) 平成30年度保険料について

ア 保険料算定の考え方

国保の制度改正（都道府県単位化）により、保険料で賄うべき主な対象が、医療給付費等から京都府へ納める納付金に変更となる。京都府から示された納付金については、国による財政支援拡充（1,700億円）の影響を考慮し算出されており、これを基に本市で収支計算を行った結果、歳入超過が発生したため、30年度は1人当たり保険料を引き下げることとした。



1人当たり保険料を引き下げることにより、所得が前年と同額ならば保険料は下がり、被保険者の負担軽減が図られることとなる。

なお、制度改正（P7参照）により、保険料軽減措置拡充の影響を受ける世帯は、更に保険料の負担が減少することとなる。一方で、負担能力に応じた負担を一層推進するとともに、中間所得者層の負担軽減を図るため、保険料の最高限度額を医療分で4万円引き上げることとしていることから、所得の高い世帯については負担が増加することとなる。

イ 平成30年度保険料算定の経過

（ア）示された納付金を基に収支計算

京都府から示された納付金に基づき、1人当たり保険料を29年度と同水準で据え置き、財政支援分の一般会計繰入金（以下「財政支援繰入金」という。）を前年度と同額とし、収支計算を行った。

⇒ 結果、14.2億円の歳入超過が発生。

（イ）歳入超過額の活用

これまで、予算編成過程の中で、歳入不足及び歳入超過が生じた場合、その2分の1を保険料の上げ下げで、残りを財政支援繰入金の増減で対応してきた経過を踏まえ、歳入超過額の2分の1（7.1億円）を保険料の引下げに、残り（7.1億円）を財政支援繰入金の縮小に活用することにより、被保険者の負担軽減と京都市財政の健全化を図ることとした。

【収支イメージ図】

1人当たり保険料据置きでの収支状況 ⇒ 14.2億円の歳入超過

一般医療分		後期高齢者支援分		介護分	
納付金（医療分） 256億500万円	国・府支出金等 1,018億 8,800万円	納付金（後期分） 87億3,100万円	保険料 58億 1,000万円	納付金（介護分） 30億4,600万円	保険料 21億 6,800万円
給付費等 1,061億 6,800万円	保険料 183億 9,800万円		一般会計繰入金（基盤） 21億 1,400万円		一般会計繰入金（基盤） 7億 2,500万円
	その他 2億 6,400万円		一般会計繰入金（財政） 2億 2,100万円		一般会計繰入金（財政） 9,200万円
	一般会計繰入金（基盤） 63億 8,900万円		収支不足 5億 8,600万円		収支不足 6,100万円
歳入超過 20億 6,700万円	一般会計繰入金（財政） 69億 100万円				

歳入超過の2分の1（7.1億円）を保険料引下げに、残りを財政支援繰入金の縮小に活用

		医療分	後期分	介護分	横計
保険料	活用前	18,398,000	5,810,000	2,168,000	
	活用後	17,239,000	6,220,000	2,207,000	
	増△減	△ 1,159,000	410,000	39,000	△ 710,000
財政支援繰入金	活用前	6,901,518	221,000	92,000	
	活用後	6,165,518	239,000	100,000	
	増△減	△ 736,000	18,000	8,000	△ 710,000

一般医療分		後期高齢者支援分		介護分	
納付金（医療分） 256億500万円	国・府支出金等 1,018億 8,800万円	納付金（後期分） 87億3,100万円	保険料 62億 2,000万円	納付金（介護分） 30億4,600万円	保険料 22億 700万円
給付費等 1,061億 6,800万円	保険料 172億 3,900万円		一般会計繰入金（基盤） 22億 7,200万円		一般会計繰入金（基盤） 7億 3,900万円
	その他 2億 6,400万円		一般会計繰入金（財政） 2億 3,900万円		一般会計繰入金（財政） 1億 0万円
	一般会計繰入金（基盤） 62億 1,600万円		収支均衡		収支均衡
	一般会計繰入金（財政） 61億 6,600万円				
収支均衡					

ウ 保険料率・1人当たり保険料の状況

		保険料率			1人当たり保険料		
		29年度	30年度	増△減	29年度	30年度	増△減
医療分	均等割	25,810円	24,360円	△1,450円	58,864円	54,988円	△3,876円 (△ 6.58%)
	平等割	18,120円	16,490円	△1,630円			
	所得割	8.67	7.56	△ 1.11pt			
後期分	均等割	8,160円	8,870円	+710円	18,592円	19,966円	+1,374円 (+ 7.39%)
	平等割	5,730円	6,000円	+270円			
	所得割	2.71	2.83	0.12pt			
介護分	均等割	9,120円	9,410円	+290円	21,033円	21,412円	+379円 (+ 1.80%)
	平等割	4,810円	4,750円	△60円			
	所得割	2.53	2.53	0.00pt			
医療分＋後期分					77,456円	74,954円	△2,502円
医療分＋後期分＋介護分					98,489円	96,366円	△2,123円

エ 1人当たり保険料の推移（予算ベース）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
保険料率	保険料率 据置き	保険料率 据置き	保険料率 据置き	保険料率 引下げ	保険料率 据置き	保険料率 据置き	1人当たり 保険料引下げ
医療分	61,399円	60,999円	60,469円	58,953円	58,830円	58,864円	54,988円
後期分	19,155円	19,004円	19,093円	18,614円	18,581円	18,592円	19,966円
介護分	21,620円	21,418円	21,419円	20,882円	21,008円	21,033円	21,412円
医＋後＋介	102,174円	101,421円	100,981円	98,449円	98,419円	98,489円	96,366円
対前年度比	△305円	△753円	△440円	△2,532円	△30円	+70円	△2,123円

オ 一般会計繰入金の比較

	29年度	30年度	増△減	
基盤安定分	9,832百万円	9,227百万円	△605百万円	※ 1
財政支援分	6,977百万円	6,237百万円	△740百万円	※ 2
システム改修分	368百万円	268百万円	△100百万円	
合計	17,177百万円	15,732百万円	△1,445百万円	

※ 1 被保険者の所得状況に応じて法定の保険料軽減を行った場合、その減収分は一般会計繰入金から補填することとされている。30年度は29年度に比べ、1人当たり保険料を下げるにより軽減額も縮小し、補填のための一般会計繰入金も減額見込みとなっている。

※ 2 歳入超過による引下げ分（△7.1億円）、子ども医療費助成に伴う国保減額調整措置廃止による影響分（△3千万円）

3 平成30年度財政状況

(単位:千円)

項 目			29予算額(A)	30年度財政 見込額(B)	増△減 (B - A)	備 考
一般医療分	歳入	保険料	19,277,000	17,239,000	△ 2,038,000	1人当たり保険料引下げによる減
		国庫支出金等	26,170,044	1,305	△ 26,168,739	納付金算定の中で反映するため減
		府支出金	6,545,729	101,887,544	95,341,815	保険給付費交付金の交付による増
		前期高齢者交付金	41,617,000	0	△ 41,617,000	納付金算定の中で反映するため減
		一般会計繰入金	13,937,846	12,381,518	△ 1,556,328	基盤安定分・財政支援分等の減
		共同事業交付金	42,520,000	0	△ 42,520,000	制度廃止
		その他	873,381	263,633	△ 609,748	
	小計		150,941,000	131,773,000	△ 19,168,000	
	歳出	給付費	103,390,000	101,240,000	△ 2,150,000	被保険者数減少による減
		納付金	0	25,605,000	25,605,000	京都府から提示された納付金
		共同事業拠出金	41,628,000	0	△ 41,628,000	制度廃止
		保健事業費	1,110,447	1,119,999	9,552	
		その他	4,296,553	3,808,001	△ 488,552	
小計		150,425,000	131,773,000	△ 18,652,000		
差引過△不足額		516,000	0	△ 516,000		
後期高齢者支援分	歳入	保険料	6,086,000	6,220,000	134,000	1人当たり保険料引上げによる増
		国庫支出金	7,837,000	0	△ 7,837,000	納付金算定の中で反映するため減
		府支出金	1,564,000	0	△ 1,564,000	納付金算定の中で反映するため減
		一般会計繰入金	2,403,000	2,511,000	108,000	
		その他	190,000	0	△ 190,000	
	小計		18,080,000	8,731,000	△ 9,349,000	
	歳出	納付金	0	8,731,000	8,731,000	京都府から提示された納付金
		後期高齢者支援金	18,420,000	0	△ 18,420,000	京都府において支出するため廃止
小計		18,420,000	8,731,000	△ 9,689,000		
差引過△不足額		△ 340,000	0	340,000		
介護分	歳入	保険料	2,279,000	2,207,000	△ 72,000	被保険者数減少による減
		国庫支出金	2,959,000	0	△ 2,959,000	納付金算定の中で反映するため減
		府支出金	616,000	0	△ 616,000	納付金算定の中で反映するため減
		一般会計繰入金	836,000	839,000	3,000	
		その他	16,000	0	△ 16,000	
	小計		6,706,000	3,046,000	△ 3,660,000	
	歳出	納付金	0	3,046,000	3,046,000	京都府から提示された納付金
		介護納付金	6,882,000	0	△ 6,882,000	京都府において支出するため廃止
小計		6,882,000	3,046,000	△ 3,836,000		
差引過△不足額		△ 176,000	0	176,000		
退職者医療分	歳入	保険料	509,000	152,700	△ 356,300	被保険者数減少による減
		府支出金	0	865,800	865,800	保険給付費交付金の交付による増
		療養給付費交付金	904,601	0	△ 904,601	納付金算定の中で反映するため減
		その他	9,399	11,500	2,101	
	小計		1,423,000	1,030,000	△ 393,000	
	歳出	給付費	1,420,000	875,000	△ 545,000	被保険者数減少による減
		納付金	0	153,000	153,000	京都府から提示された納付金
		その他	3,000	2,000	△ 1,000	
小計		1,423,000	1,030,000	△ 393,000		
差引過△不足額		0	0	0		
歳入合計（A）		177,150,000	144,580,000	△ 32,570,000		
歳出合計（B）		177,150,000	144,580,000	△ 32,570,000		

4 平成30年度における制度改正（保険料関連）

(1) 最高限度額の改定【諮問事項】（資料2）を用いて説明。）

(2) 保険料軽減措置の対象世帯の判定に係る所得基準額の改定

保険料軽減措置について，経済動向等を踏まえ，5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定を行う所得基準額の引上げを行う。

軽減区分	現行の軽減判定（基準）所得	改正後の軽減判定（基準）所得
7割軽減	33万円	33万円（変更なし）
5割軽減	33万円＋（27万円×被保険者数）	33万円＋（ 27万5千円 ×被保険者数）
2割軽減	33万円＋（49万円×被保険者数）	33万円＋（ 50万円 ×被保険者数）

[保険料軽減拡充に係るイメージ図]

